

○産業建設委員長報告

産業建設委員長 佐藤 絹子

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第50号 鳴門市営住宅条例の一部改正について」ほか議案1件であります。

当委員会は去る6月25日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件は、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、議案第50号「鳴門市営住宅条例の一部改正について」であります。堂浦団地を用途廃止したことから所要の改正を行うものであります。

委員からは、用途廃止を決定した市営住宅を取り壊していくため、住民の住み替えに対してどのように取り組んでいくのかとの質疑があり、理事者からは、本年度予算から住み替え促進のための補助金を計上しており、金額としては1件あたり10万円で3人分を予定している。当施策を実施するにあたって、対象となる住宅にお住まいの方に通知を行ったところ問い合わせがあり、現在住み替えの可能性のある案件が1件あるとの説明がありました。

また委員から、市営住宅の入居募集と応募数の状況について質疑があり、理事者からは入居募集に対する応募数は年々減少傾向であり、平成29年度は応募数が入居募集数を下回り、倍率は0.79倍であった。平成30年度については2ヶ月に1回、2件ずつ入居募集をしており、いずれも埋まっている状況であるとの説明がありました。委員からは、用途廃止もしていかないといけませんが、入居体制をつくるための建物の修繕も必要であるため、限定して修繕するなど十分配慮してほしいとの要望がありました。

また委員からは、耐震性等の観点から災害時に危険な状態となる可能性のある住宅に関しては、命の危険性もあるため、早急に住み替えしていただけるよう話をするなど、市として努力をしてほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第51号「鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について」であります。平成30年度地方税法の改正に伴って所要の改正を行うもので、生産性向上特別措置法の規定により中小企業の一定の設備投資について特例措置を行うものであります。

委員からは、今回の特例措置は機械や装置等だけでなくソフトウェア等も

対象となっているのかとの確認があり、理事者からは、ソフトウェアについては固定資産税の償却資産の免除対象ではないが、国補助事業の優先採択の補助金対象であるとの説明がありました。

また委員からは、旅館ホテル業の厨房設備についても補助の対象となっているのかとの確認があり、理事者からは、今回の生産性向上特別措置法における市の計画上、対象業種は全業種と定めているため、要件を満たせば対象となるとの説明がありました。

また委員からは、当特例措置を中小企業に説明するにあたって、ただ単に要件、補助内容等をお知らせするだけでなく、企業毎に個別のアドバイスを行ってほしいとの要望があり、理事者からは、国の認定支援機関である商工会、商工会議所および金融機関等と連携して支援を行うなど、市としても企業訪問等を行いながらすすめていきたいとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。